

「南部地域の学校跡地活用の実現可能性調査」支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

「南部地域の学校跡地活用の実現可能性調査」支援業務

2. 業務の目的

本市では、南部地域が抱える課題の解決を図り、まちの活性化につなげるため、南部地域活性化構想（以下「活性化構想」という。）を、平成 29 年度（2017 年度）に策定した。活性化構想では、市民・事業者と行政が共有できる中長期的なまちづくりの方向性を示し、さまざまな施策を一体的に推し進め、「こども」「安全・安心」「にぎわいとゆとり」を柱とする施策全体をコーディネートし、ソフト・ハード事業ともに中長期を見据えたまちづくりを進めている。また、南部地域活性化のコンセプトや学校・学校跡地などを中心としたゾーンを設定した南部地域活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を令和元年度に策定し、さらに、活性化構想と基本計画をふまえ、（仮称）庄内さくら学園校区の庄内さくら学園中学校、野田小学校、島田小学校の学校跡地の個別活用計画を令和 2 年度（2020 年度）に策定した。

本業務は、昨年度策定した庄内さくら学園中学校、野田小学校、島田小学校の学校跡地の個別活用計画を実現するための実現可能性調査を行う。

3. 委託期間

契約日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

5. 委託業務内容

（1）サウンディング型市場調査実施に向けた提案書の作成

サウンディング型市場調査の実施に向けた、ヒアリング項目などの作成補助。

（2）サウンディング型市場調査実施に向けた取組み

サウンディング型市場調査の広報や参加する民間事業者の開拓。

（3）実現可能性調査の実施

①現地見学会・事前説明会の開催

サウンディング型市場調査の実施に向けた、現地説明会・事前説明会の開催の補助。

②官民対話の準備と実施

提案書の作成・整理。

サウンディング型市場調査への参加申込があった民間事業者との対話。

③調査結果の分析

調査結果の整理・分析。

④「事業者公募」に向けた条件整理

「③調査結果」を踏まえ、事業スキーム（官民の役割・リスク分担等）について、詳細な検討を行い、最適な事業スキームを提案・作成する。

（4）その他、豊中市が業務を遂行するにあたり指示する事項

6. 調査に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

7. 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとする。

8. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。

9. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

10. 成果品等

上記5の委託業務内容に関する成果品等を以下の内容で期限迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出 部数	提出期日	備考
1	業務着手届	1	着手時	紙媒体
2	業務実施計画書	1	契約後 14 日以内	紙媒体
3	現地説明会・事前説明会資料	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
4	サウンディング型市場調査実施要領等	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
5	サウンディング型市場調査結果報告書	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
6	業務打合せ簿	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
7	業務完了届	1	業務完了時	紙媒体

11. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

12. 機密の保持

受託者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

13. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。